

新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付要綱

(平成30年9月25日告示第388号)

(趣旨)

第1条 この告示は、倒壊するおそれのあるブロック塀等の撤去工事又は築造工事を行う者に対して、予算の範囲内において新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項の規定により同条第1項に規定する道路とみなされるものを含む。）をいう。
- (2) ブロック塀等 他の道路に通り抜けることができる道路又は市が管理し、若しくは設置する施設に面して現に市内に存し、かつ、土地に附属する塀及び門柱であって、コンクリート、れんが、石材その他これらに類する建築材料を用いて築造したもののうち、当該道路又は当該施設に面する側の地盤面からの高さが1.2メートルを超え、地震で倒壊するおそれのあるものをいう。
- (3) 撤去工事 ブロック塀等の一部又は全部（擁壁の上部に設置されたブロック塀等にあつては、全部に限る。）を解体し、撤去する工事をいう。
- (4) 築造工事 ブロック塀等の全部を解体し、撤去し、長さが当該ブロック塀等の長さ以下で、かつ、高さが1.5メートル以下のフェンスであつて、高さ60センチメートル以下の基礎（擁壁の上部に設置する場合にあつては、当該擁壁の上端）に緊結され、倒壊の防止について十分配慮されたものを設置する工事（当該ブロック塀等が道路の境界線まで後退して設置されていない場合にあつては、当該境界線まで後退して設置する工事に限る。）をいう。
- (5) 登録業者 次に掲げる者であつて、第5条の規定による登録を受けたものをいう。

ア 市内に事業所を有する個人又は市内に法人登記をしている法人

イ 市税等を滞納していない者

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、撤去工事又は築造工事を行う者であって、市税等を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、助成金の交付を受けることができる者とすることができる。

(対象工事)

第4条 助成金の交付の対象となる工事は、撤去工事又は築造工事であって、登録業者が実施するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地震で倒壊するおそれのある部分が残存するもの
- (2) 撤去工事の完了後において、なお当該ブロック塀等の一部が高さ60センチメートルを超えて残存するもの
- (3) 公共工事に伴うもの
- (4) 建築物、フェンス、資材等の販売を目的とするもの
- (5) 建築物の新築、増築、改築又は移転に伴うもの
- (6) 建築物の解体工事に伴うもの
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴うもの
- (8) 第8条の規定による決定の前に締結された請負契約に係るもの
- (9) 他の助成を受けて行うもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、助成金の交付の対象となる工事とすることができる。

(登録業者)

第5条 登録業者として登録を受けようとする者は、新座市ブロック塀等撤去・築造工事登録業者登録申請書に個人情報利用目的外利用同意書その他市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、新座市ブロック塀等撤去・築造工事登録業者登録決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の決定を受けた登録業者は、第1項の申請内容を変更し、又はその登録を廃止しようとするときは、新座市ブロック塀等撤去・築造工事登録業者登録事項変更・廃止届により、市長に届け出なければならない。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 撤去工事 撤去工事に要した費用の額又は撤去するブロック塀等の長さ（その長さに0.1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ）1メートルにつき5,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、20万円を限度とする。
- (2) 築造工事 築造工事に要した費用の額又は設置するフェンスの長さ（その長さに0.1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ）1メートルにつき15,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、40万円を限度とする。
- (3) 撤去工事及び築造工事を併せて実施する工事 前2号に定める額の合計額とし、40万円を限度とする。

2 助成金の交付は、一の敷地につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付申請書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

- (1) 工事費用の見積書の写し
- (2) 付近見取図
- (3) ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記入した図面
- (4) 工事の実施前のブロック塀等の写真
- (5) 設置するフェンスの位置及び倒壊の防止に関する配慮を確認できる図書（築造工事の場合に限る。）
- (6) 市税等の納税証明書又は非課税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は当該申請に係る撤去工事若しくは築造工事（以下「交付決定工事」という。）を中止しようとするときは、新座市ブロック塀等撤去・築造工事内容変更等承認申請書に市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第10条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて交付決定工事の状況に関する報告を求め、又は現地を確認することができる。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、交付決定工事の完了後、速やかに新座市ブロック塀等撤去・築造工事完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定工事に係る契約書の写し
- (2) 交付決定工事に要した費用の領収書の写し（これを添付できない特段の理由がある場合にあつては、市長が定める書類）
- (3) 交付決定工事の実施時及び完了時の写真
- (4) ブロック塀等の全部を解体し、撤去した時点の写真（築造工事に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告書は、第8条の規定による交付の決定の通知のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(交付)

第12条 前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付確定通知書により交付決定者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(返還)

第13条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の助成金の交付に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。